

6 カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後 10 日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱って差し支えない。

（税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い）

8 の 2—5 の 2 令第 27 条第 4 項《原産地証明書の発給機関》に規定する「税関長が適当と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。

（原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い）

8 の 2—6 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。

(1) 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、特惠関税等を適用することはできない。なお、記載における不備の有無にかかわらず、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、特惠関税等を適用することはできないことに留意する。

イ 原産地証明書の各欄（後記 8 の 2—13 の(1)及び 8 の 2—14 に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要な事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。

ロ 令第 29 条ただし書に規定する税関長の承認を受けている場合を除き、同条に定める有効期間内のものであること。

ハ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。